

令和3(2021)年度諮問(一)第4号  
令和3(2021)年度答申(一)第4号

「生活保護法に基づく生活保護変更決定処分に係る審査請求  
に対する裁決」についての答申

栃木県行政不服審査会

## 第1 審査会の結論

宇都宮市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第9項において準用する同条第3項の規定による生活保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）についての審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるという知事（以下「審査庁」という。）の判断は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

処分庁は、審査請求人に対し、令和〇（〇〇）年〇月〇日付けで生活保護の停止を解除するとともに、最低生活費の不足額を支給する旨を同月15日に決定し、同日付けで審査請求人に通知した。

さらに処分庁は、令和〇（〇〇）年12月分の稼働収入がなくなった旨の収入申告書を、令和〇（〇〇）年〇月〇日に審査請求人から受領したため、同日、同年〇月〇日付けで令和〇（〇〇）年12月分の就労収入を削除し、生活扶助費を追給する旨の本件処分を行い、審査請求人に通知した。

令和2（2020）年1月31日、審査請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行服法」という。）第2条の規定により、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める本件審査請求を行った。

審査庁は、行服法第43条第1項の規定により、令和3（2021）年4月26日付けで、本件審査請求について、栃木県行政不服審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

## 第3 審査関係人の主張の要旨

### 1 審査請求人

処分庁は、審査請求人の生活困窮状況を把握しており、2か月ごとに支給される障害厚生年金を受領するまでの間、審査請求人の生活費が不足することを承知していたはずである。

公共料金の滞納等による日常生活費の不足を考慮すべきと法に規定されており、処分庁は3か月程度の期間で被保護者の入出金を管理するという責務を果たすべきで、2月に支給される障害厚生年金収入は3月分の保護費計算時に調整することとし、不足する生活費を支給すべきである。

## 2 審査庁

本件審査請求は、審理員意見書のとおり棄却されるべきである。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由がないから、行服法第45条第2項の規定により、棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

#### (1) 最低生活費の認定に関する妥当性

審査請求人は令和〇(〇〇)年〇月〇日付けで生活保護の停止が解除されており、同月から審査請求人に対して支給すべき保護費が支給されているため、本件処分のあった同年〇月〇日時点においては、法で保障する最低生活の基準は満たされているものと考えられる。また、処分庁は審査請求人の入出金の管理又は既に費消した金銭を考慮することまでを求められているとは認められないことから、処分庁の対応に違法又は不当な点は認められない。

#### (2) 障害厚生年金の収入認定の妥当性

処分庁が審査請求人の提出した年金振込通知書に記載された障害厚生年金の年額支給額 854,105 円を、12 で除して得た額 71,175 円を、令和2年2月1日付けで処分庁が収入認定することは、国の通知に則った適切な処理であったと認められる。

#### (3) 過去に発生していた公共料金等の滞納の取扱いについて

保護開始前の債務に関する取扱いについて、平成21年3月31日付け厚生労働省社会援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）の問8-95の答では、生活保護での過去の債務に関する弁済について「もしそのような措置を認めるならば、保護を受ける以前における個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、生活保護により保障することになり、保護を要する状態に立ち至ったときから将来に向かってその最低限度の生活の維持を保障せんとする法の目的から著しく逸脱することになる」との考え方が示されており、最低限度の生活の保障と被保護者の自立を目的とした生活保護制度において、過去に発生していた債務については扶助の対象外であるとされており、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

## 第5 審査会の判断の理由

## 1 本件審査請求について

### (1) 本件処分に関する法令等の規定

法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うもの」とし、その厚生労働大臣の定める基準として「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日付け厚生省告示158号。以下「保護基準」という。）が定められるとともに、法定受託事務である保護実施の処理基準として、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付け厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）その他の通知が厚生労働省から発出されている。

### (2) 最低生活費認定に係る妥当性について

本件処分の保護費の算定についてみると、審査請求人の最低生活費について、処分庁は、保護基準により合計額93,380円を最低生活費として認定し、それに不足する額については、令和〇(〇〇)年〇月〇日付けで審査請求人に対する保護の停止を解除し、障害厚生年金（令和〇(〇〇)年12月支給分のうち12月分）及び同年11月分給与（12月支給分）を差し引いた最低生活費の不足額14,392円を支給することを決定しており、法で保障する最低限度の生活基準は満たされていたものと判断される。

また、審査請求人は、3か月程度の被保護者の入出金を管理するという責務を処分庁は果たすべきであると主張するが、法第60条では、被保護者の義務として「常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。」と定めており、次官通知第7の1においては、「経常的最低生活費は、要保護者の衣食等月々の経常的な最低生活需要のすべてを満たすための費用として認定するものであり、したがって、被保護者は、経常的最低生活費の範囲内において通常予測される生活需要はすべてまかなうべきものであること。」とされていることから、被保護者自身が入出金を含めた生活

維持の管理を果たすべきものと考えられ、審査請求人が主張するような責務は処分庁には課されていないと判断される。

(3) 収入認定の妥当性について

ア 就労収入認定の削除について

審査請求人の不就労に伴い、令和〇(〇〇)年〇月〇日に前年12月分の給与振込が0円となったとの審査請求人からの収入申告を受け、処分庁が令和〇(〇〇)年〇月〇日付けで就労収入の認定を削除し、最低生活費の不足額(7,813円)を追加給付することを決定したもので、審査請求人の申告どおりになされた収入認定であり、適切なものであったと判断される。

イ 障害厚生年金の収入認定について

処分庁は、審査請求人が受給する障害厚生年金の年支給額854,105円を、12で除して得た月額71,175円を、保護の再開時及び本件処分においても収入認定している。

次官通知第8の3(2)ア(ア)では、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。)については、その実際の受給額を認定すること。」とされており、また、局長通知第8の1(4)アにおいて、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。

障害厚生年金の収入認定についてはこれらの通知に基づき適切に行われたものと認められる。

以上のことから本件処分に係る収入認定について、違法又は不当な点は見当たらず、妥当なものであったと判断される。

(4) 公共料金等の滞納の取扱いについて

法や通知には、滞納した公共料金等の債務について、保護の実施に当たって考慮すべきであるとの規定は見当たらない。

また、審理員が引用する問答集にもあるとおり「個々人によって異なる程度に営まれてきた生活までも、生活保護により保障する」ことは、法の目的から著しく逸脱することになるものと考えられる。よって、長期にわたる公共料金の滞納等を考慮しつつ保護を実施すべきとの審査請求人の主張には、理由がない。

2 審査請求に係る審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

### **3 結論**

以上により、当審査会は冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
令和3(2021)年4月26日	・ 諮問庁から諮問書を受理
令和3(2021)年7月20日 (第30回審査会第2部会)	・ 事務局から経過概要の説明 ・ 第1回審議
令和3(2021)年8月17日 (第31回審査会第2部会)	・ 第2回審議
令和3(2021)年9月21日 (第32回審査会第2部会)	・ 第3回審議

## 栃木県行政不服審査会第2部会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
入内澤 滋 夫	元栃木県県民生活部長	部会長職務代理者
島 蘭 佐 紀	弁護士	
篠 崎 文 男	(一社) 栃木県社会福祉士会 副会長	
畑 中 祥 子	白鷗大学法学部准教授	部会長

(五十音順)